

第4部 都道府県交通安全実施計画の作成基準

都道府県交通安全実施計画の作成に当たっては、本業務計画のうち、第1部陸上交通の安全に関する施策がその基準となるものであるが、それらのうち、次の事項について具体的に記述することが望ましいと考えられる。

第1部 陸上交通の安全に関する施策

第1章 道路交通の安全に関する施策

第1節 道路交通環境の整備

- 1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 2 道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用促進
- 3 地域住民と一体となった道路交通環境の整備
- 4 効果的で重点的な事故対策の推進
- 5 円滑・快適で安全な道路交通の確保
- 6 交通需要マネジメントの推進
- 7 駐車場等の整備
- 8 災害発生等に備えた安全の確保
- 9 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

第2節 安全運転の確保

第3節 車両の安全性の確保

第4節 自動車の検査及び点検整備の充実

- 1 自動車の検査の充実
- 2 自動車点検整備の充実

第5節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

第2章 鉄道交通の安全に関する施策

第1節 鉄道交通環境の整備

第2節 鉄道の安全な運行の確保

第3節 救助・救急活動の充実

第3章 踏切道における交通の安全に関する施策